

第2章

計画策定の背景

1 社会情勢と女性を取り巻く状況等

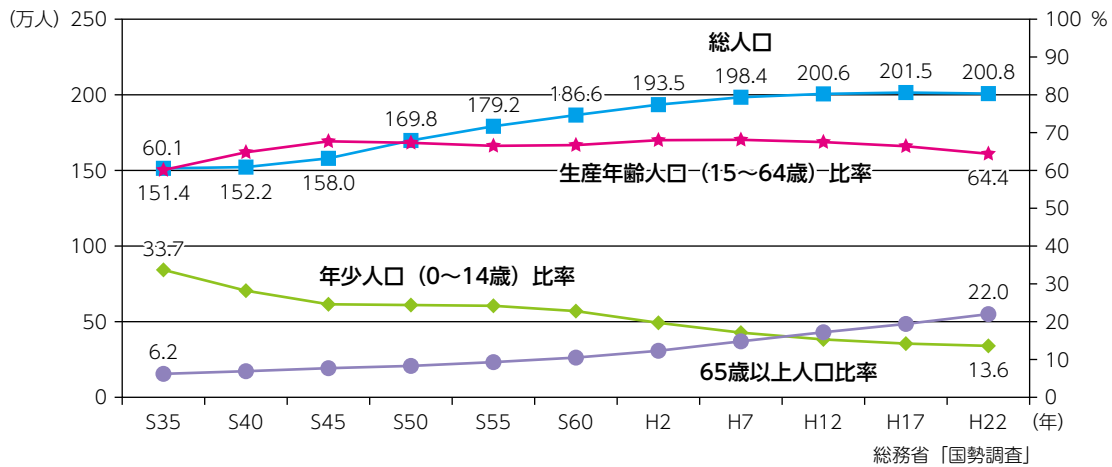
(1) 社会全体における状況の変化

本県の総人口は、少子高齢化の急速な進展により、平成17年（2005年）をピークに緩やかな減少が続いており、年少人口（0～14歳）比率や生産年齢人口（15～64歳）比率が減少する一方、65歳以上の人口比率は増加しており、平成22年（2010年）には22%となっています。（図表1）

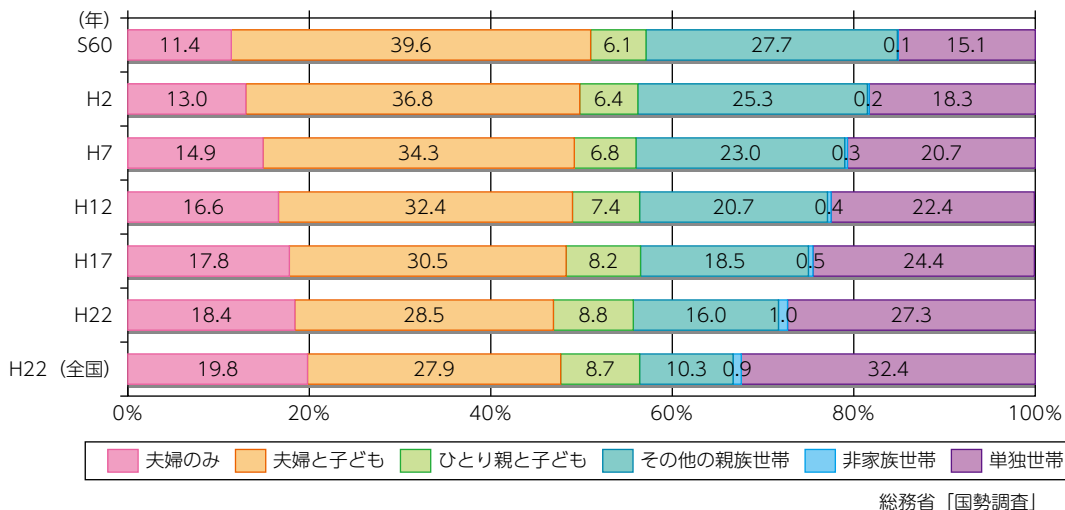
人口構成の変化や産業競争の激化などにより、経済社会の構造が変化し、非正規労働者の増大をはじめとする雇用の不安定化や社会保障の持続可能性など様々な課題が発生する中、近年、企業収益が回復傾向にあり、その担い手としての女性の活躍が求められています。

また、家族形態も大きく変化しており、「夫婦のみの世帯」や「単独世帯」、「ひとり親と子どもの世帯」が増加する一方で、夫婦と両親から成る世帯等の「その他の親族世帯」や「夫婦と子どもの世帯」は減少しています。（図表2）

図表1 栃木県の総人口の推移



図表2 栃木県の一般世帯の家族類型別割合の推移



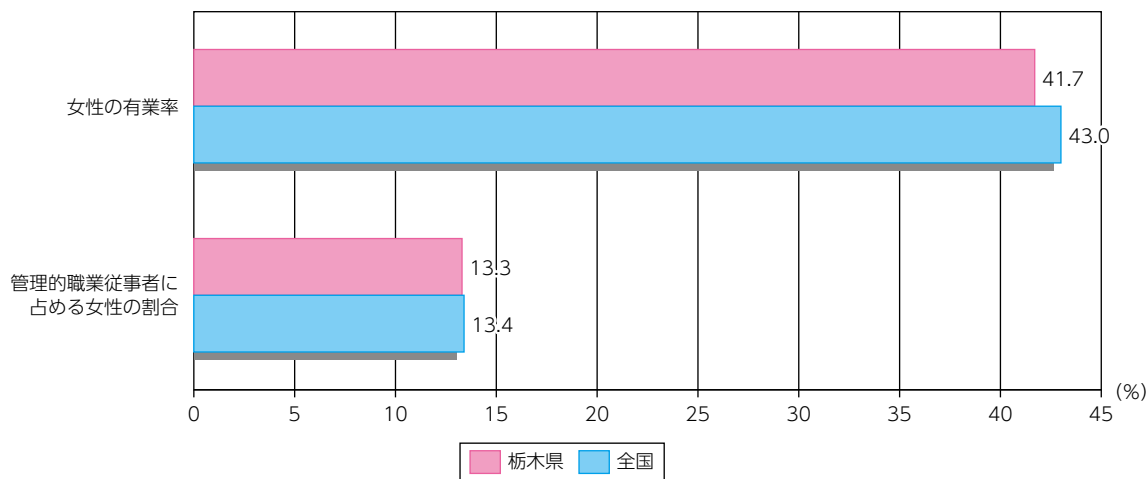
(2) 女性を取り巻く状況

本県の有業者数は、平成24年（2012年）で102万2千人であり、そのうち、42万6千人と全体の41.7%を女性が占めており、有業者に占める女性の割合は年々増加傾向にあります。女性の管理的職業従事者は13.3%にとどまっています。（図表3）

また、女性の年齢階級別労働力率について昭和50年からの変化を見ると、現在も「M字カーブ」を描いているものの、そのカーブは以前に比べ浅くなっています。また、M字の底となる年齢階級も上昇しており、昭和50年（1975年）は25～29歳（47.2%）がM字の底となっていました。平成22年（2010年）では30～34歳（69.1%）がM字の底となっています。（図表4）

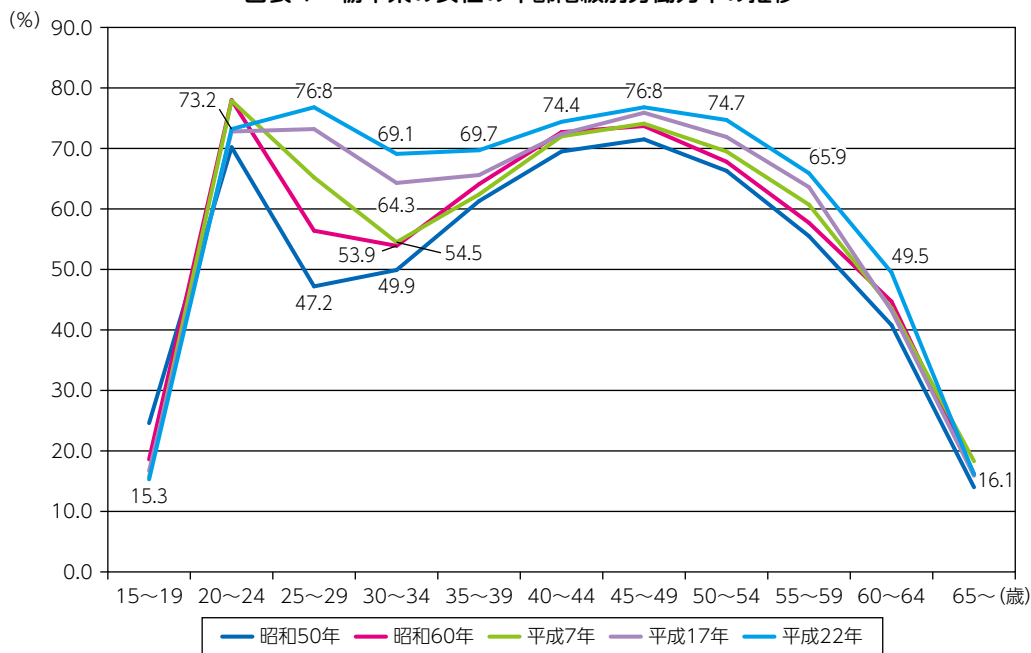
女性の活躍を推進していくことは、本県の持続的な経済発展に必要不可欠であるとともに、男女間の実質的な機会の平等につながることから、男女共同参画の推進も加速させるものと期待されます。

図表3 有業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合



総務省「平成24年度就業構造基本調査」

図表4 栃木県の女性の年齢階級別労働力率の推移



総務省「国勢調査」

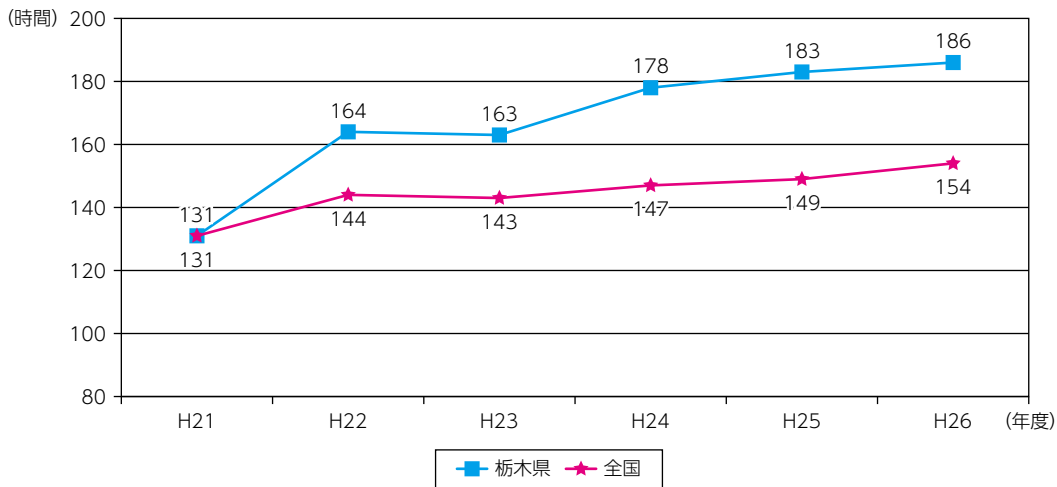
(3) 仕事と生活を取り巻く状況

平成26年度の本県労働者の一人当たり所定外労働時間は、全国平均の154時間に比較して186時間と32時間上回っており、平成23年度以降、年々増加しています。(図表5)

また、平成26年度における県内企業の男性の育児休業制度利用状況は、女性の95.5%に対し、0.8%と男女間で大きな差があり、全国と比較しても低水準にあります。(図表6)

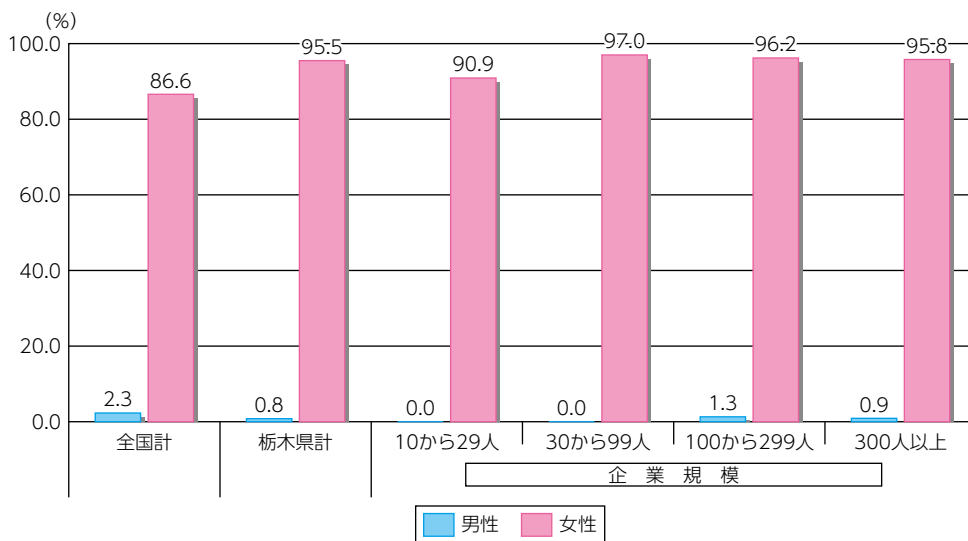
残業や休日出勤などの所定外労働時間が多ければ、健康や創造性が失われ、勤労者にとって働きにくい職場となり、仕事の能率や質の低下に繋がるとともに、ゆとりある生活の実現はもとより、仕事と家事・子育て・介護等を両立することも困難になります。

図表5 所定外労働時間の推移(栃木県、全国)



厚生労働省栃木労働局「労働時間の現状」

図表6 育児休業制度利用状況



栃木県：平成26年労働環境等調査
 国：平成26年度雇用均等基本調査

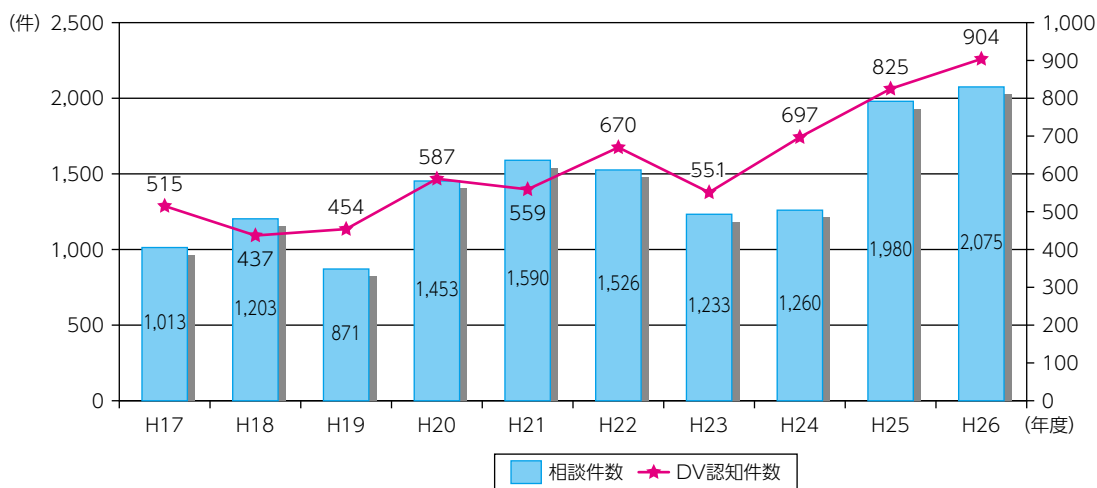
(4) 女性に対する暴力や貧困等の状況

本県では、4箇所の配偶者暴力相談支援センター（県、宇都宮市、日光市、小山市）が設置され、相談、カウンセリング、被害者やその同伴家族の一時保護、各種情報提供等を行っています。平成26年度に本県の配偶者暴力相談支援センターに寄せられたDV相談件数は2,075件で、年々増加しており、警察における配偶者からの暴力事案等認知件数（以下「DV認知件数」という。）は904件と、これまでで最多となっています。（図表7）

配偶者等からの暴力は、女性等の人権を著しく侵害するものであることから、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

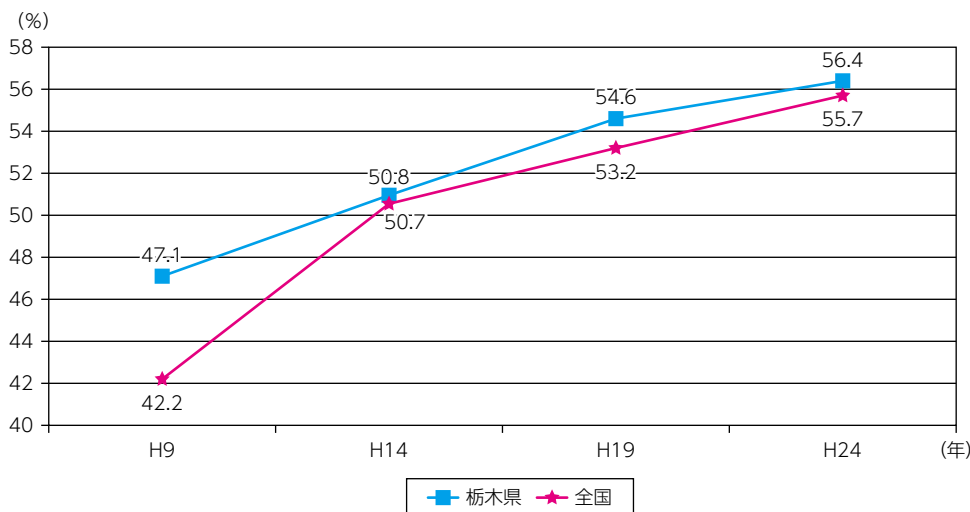
また、本県の非正規労働者の割合は、全国平均を上回る56.4%となっており、その割合も年々増加傾向にあるなど、不安定な職場で働く女性の増加は、女性の貧困や男女間格差の一因ともなっています。（図表8）

図表7 栃木県の配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数、警察におけるDV認知件数



栃木県県民生活部・警察本部調べ

図表8 女性の雇用者に占める非正規雇用者の推移



総務省「就業構造基本調査」

2 とちぎ男女共同参画プラン〔三期計画〕の達成状況

「とちぎ男女共同参画プラン〔三期計画〕」では、以下の2つを基本目標とし、総合的な推進体制の充実を図りながら、施策を展開してきました。

- 1 男女の人権の尊重と男女共同参画意識の醸成
- 2 あらゆる分野における男女共同参画の促進

また、男女共同参画の指標となる事項に関し具体的な数値目標を設定し、透明性と客観性のある進捗管理を行ってきました。

(1) 基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重と男女共同参画意識の醸成

- 啓発講座の男性受講者の割合は、基準年（平成21年）より若干増加していますが、社会全体の中で男女の地位が平等になっていると感じている人の割合は基準年よりも減少しています。今後は、さらに、男女共同参画への理解を深めていく必要があります。
- 家庭や地域において男女共同参画の視点に立った講座等を実施する家庭教育支援者の養成者数は、目標を達成しました。今後も家庭教育支援活動を自主的に行う指導者等と連携し、地域の教育力の活性化に取り組む必要があります。
- 子宮頸がん検診受診率は、ほぼ横ばいの状況です。生涯にわたる健康の保持のため、乳がんや子宮頸がんをはじめとするがん検診率を向上させる必要があります。
- 平手で打つ行為が夫婦間で行われた場合、どんな場合でも暴力に当たると感じる者の割合は、基準年より上昇しています。暴力を容認しない社会風土を醸成するため、様々な機会を通じて県民意識の向上に努めるとともに、女性に対する暴力の根絶に向けて一層取り組む必要があります。

基本目標Ⅰ	目標とする指標項目	計画策定時	最新値	目標値
		H21	H26	H27
施策の方向1 男女共同参画意識の醸成と慣行の見直し	男女の地位が平等になっていると感じている者の割合（県民意識調査）・社会全体の中で	18.5%	11.6%	23.2%
	自治会長における女性の割合	1.6%	1.9% 2.3%(H27)	3.8%
	啓発講座の男性受講者の割合	16.8%	18.9%	30.0%
施策の方向2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	人権教育を推進する指導者の資質・能力向上のための研修受講者数（累計）	1,023人	5,272人	6,000人
	家庭教育支援者養成者数（累計）	1,705人	2,125人	2,000人
施策の方向3 人権に配慮した生涯にわたる健康づくりの推進	子宮頸がん検診受診率	30.6% (H20)	30.4% (H25)	50.0% (H26)
	ピアカウンセラー登録者数	305人 (H20)	66人 (H25)	305人 (H26)
施策の方向4 女性に対する暴力の根絶	夫婦間で行われた場合、どんな場合でも暴力に当たると感じる者の割合（県民意識調査）・平手で打つ	68.8%	75.9%	100.0%
	DV基本計画を策定している市町村の割合	11.1%	32.0%	50.0%

※表中に県民意識調査とあるのは、平成21年度及び平成26年度に県が実施した「男女共同参画社会に関する意識調査」である（以下同じ）。

(2) 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進

- 県の審議会等委員に占める女性の割合が最終年に目標値を達成しました。分野によっては、女性の適任者が少ない等の課題もありますが、女性委員登用について関係団体への更なる協力を求めていく必要があります。
- 就労の場における男女共同参画を推進するため、職場における人事配置や昇進が男女平等となり、女性が働く場で能力を発揮できるよう取組を進めていく必要があります。
- ふれあいサロンの数は目標を達成するなど、地域におけるボランティア活動等は広がりを見せていますが、引き続き男性も含めた地域住民の積極的な参画を促すことが重要です。
- 企業の育児休業制度の整備率は目標値を達成しましたが、多様で柔軟な生き方ができる環境づくりを推進し、男性の子育て・介護への参加を促進する必要があります。

基本目標Ⅱ	目標とする指標項目	計画策定時	最新値	目標値
		H21	H26	H27
施策の方向5 女性のエンパワーメントの促進	県の審議会等委員に占める女性の割合	29.6%	33.4% 36.5%(H27)	35.0%
	市町村審議会等委員に占める女性の割合	26.5%	26.8% 27.4%(H27)	30.0%
	女性の人材情報登録者数	315人	378人	400人
	女性の認定農業者数	263人	333人	400人
施策の方向6 就労の場における男女共同参画の推進	職場における男女平等（県民意識調査、ネットアンケート）・人事配置や昇進	43.0%	(42.1%) ※	50.0%
	家族経営協定締結数	2,925戸	3,373戸	4,000戸
施策の方向7 地域活動における男女共同参画の推進	自治会長における女性の割合（再掲）	1.6%	1.9% 2.3%(H27)	3.8%
	社会貢献活動参加率	20.6%	29.0%	50.0%
	栃木県男女共同参画地域推進員の登録者数	481人	507人	530人
	ふれあいサロン数	463箇所	1,105箇所	680箇所
施策の方向8 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	家庭生活・子育て等における夫婦間の役割分担の満足度（県民意識調査）・満足	66.5%	60.8%	80.0%
	身近な子育て相談・支援体制の充実度	53.0%	56.6%	62.0%
	企業の育児休業制度の整備率	74.2%	84.1%	80.0%

※ 「とちぎネットアンケート」による調査によるため参考値

(3) 計画の推進 総合的な推進体制の充実

- 男女共同参画を推進するため、パルティとちぎ男女共同参画センターや市町村と連携を図り、地域において男女共同参画の普及啓発等の活動を行う団体等の活動を支援するなど、男女共同参画の推進に取り組みました。

計画の推進	目標とする指標項目	計画策定時	最新値	目標値
		H21	H26	H27
総合的な推進体制の充実	男女共同参画を推進する計画を策定している市町村の割合	55.6%	80.0%	80.0%
	男女共同参画の推進活動をする団体・グループ・NPOの数	32団体	40団体	42団体

3 国・県・県内市町の主な動き

(1) 国の動き

①日本再興戦略の策定

平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、出産・子育て等による離職を減少させるとともに、指導的地位に占める女性の割合の増加を図るため、①女性の活躍促進や仕事と子育て等の両立支援に取り組む企業に対するインセンティブ付与等、②女性のライフステージに対応した活躍支援、③男女が共に仕事と子育て等を両立できる環境の整備の3本の柱により、女性が活躍できる環境整備を推進することとされました。また、平成27年6月に閣議決定された「日本再興戦略改訂2015」では、少子化対策、労働の「質」の向上及び女性・高齢者等の一層の活躍促進のためには、まず、長時間労働の是正と働き方改革を進めていくことが重要とされました。

②子ども・子育て支援法等の施行

社会の中で女性の能力を最大限に活かすとともに、安心して子どもを生み、育てられる社会を目指して、新たな子ども・子育て支援のための包括的・一元的な制度を構築する「子ども・子育て支援法」及び関連法が平成27年4月に施行されました。

③女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の施行

正規雇用、非正規雇用といった雇用形態にかかわらず、自らの希望により働き又は働こうとする女性の思いをかなえることができる社会、ひいては、男女がともに、多様な生き方、働き方を実現できる、生産性が高く、ゆとりがある豊かで活力あふれる持続可能な社会を目指して、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が平成27年9月に公布・一部施行されました。（平成28年4月全面施行）

④男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針の策定

東日本大震災を含む、過去の災害対策における経験を基に、男女共同参画の視点から、必要な対策・対応について、予防、応急、復旧・復興等の各段階において地方公共団体が取り組む際の基本的事項を示した指針が平成25年5月に策定されました。

⑤第4次男女共同参画基本計画の策定

今後10年間を見通した目標と今後5年間に実施する施策の基本的な方向と具体的な取組をまとめた「第4次男女共同参画基本計画」が平成27年12月に閣議決定されました。

(2) 県の動き

①DV防止計画の改定

平成21年3月に改定したDV防止計画（改定版）の期間満了に伴い、社会情勢等の変化を踏まえた対策と平成23年4月に新たに県の機関として開所した「とちぎ男女共同参画センター」を中核とするDV防止と被害者支援のあり方や方向性を定めるため、これまでの県の取組状況を踏まえ、平成24年3月にDV防止計画（第2次改定版）を策定しました。

②TOCHIGIで輝く☆『働くウーマン』プロジェクトの実施

働く女性が一層活躍できる環境づくりを進めるため、平成26年度から、経済団体、金融機関、大学等と連携して、「TOCHIGIで輝く☆『働くウーマン』プロジェクト」として、意識啓発や機運醸成とともに、働く女性のネットワークづくりの支援等の事業を開始しました。

③栃木県の女性活躍推進のための提言書の提出

女性が持てる能力を十分に発揮し、様々な分野で活躍できる社会を築いていくための、本県における更なる女性の活躍推進に向けた提言である「栃木県の女性活躍推進のための提言書」が、平成26年12月に栃木県女性活躍推進会議から知事に提出されました。

④女性活躍推進プロジェクトチームの設置

女性の一層の活躍を推進するため、栃木県女性活躍推進会議の提言も踏まえ、「女性が輝けば、とちぎが輝く」という視点に立ち、庁内関係各課からなる「女性活躍推進プロジェクトチーム」を平成27年4月に設置しました。



TOCHIGIで輝く☆『働くウーマン』プロジェクト
女性の活躍加速化大会



栃木県女性活躍推進会議の末廣座長から福田知事に
提言書が渡される

(3) 県内市町の動き

①男女共同参画に関する条例の制定

三期計画の推進期間中、新たに栃木市、真岡市、下野市、野木町の4市町が男女共同参画に関する条例を制定し、既に制定していた宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市、那須塩原市と合わせて12市町が制定しています。

②男女共同参画計画の策定

三期計画の推進期間中、新たに栃木市、益子町、高根沢町、那珂川町の4市町が男女共同参画に関する基本的な計画を策定し、既に策定していた宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、下野市、上三川町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町と合わせて21市町が策定しています。

③DV防止計画の策定

三期計画の推進期間中、新たに佐野市、那須塩原市、さくら市、下野市、野木町の5市町が策定し、既に策定していた宇都宮市、足利市、日光市、小山市と合わせて9市町が策定しています。

④配偶者暴力相談支援センターの設置

三期計画の推進期間中、新たに小山市が設置し、既に設置していた宇都宮市、日光市と合わせて3市で設置しています。



全国女性町長サミット（野木町）

4 男女共同参画の実現に向けた課題

(1) 男女共同参画推進の環境づくり

- 男女が互いに人権を尊重しながら、共に支え、責任を分かち合い、自立した個人として個性と能力を十分に発揮できるようにするとともに、誰もが自分らしい生き方を選択できるよう、男女共同参画の視点で社会制度や慣行を見直していくことが重要です。
- 固定的な性別役割分担意識は、時代とともに変わりつつあるものの、特に男性に強く残っていることから、性別にかかわらず自分らしい生き方の選択ができる、男女共同参画推進の環境をつくるため、男女共同参画の理解促進、男性の家事・子育て・介護等への参加促進等に取り組むことが重要です。

(2) あらゆる分野における男女共同参画の促進

- 家庭・地域・職場などのあらゆる分野での男女共同参画が進み、多様性に富んだ活力ある社会を築くためには、政策や方針を決定する場に多様な人材が参画し、様々な立場からの発想が活かされるダイバーシティを推進することが重要です。
- 「2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%程度とする」ことを目指し、女性活躍推進法の制定により働く場における女性の活躍の加速化に取り組むことは、社会の多様性と活力を高めるとともに、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点からも重要であることから、この気運の高まりをチャンスととらえ、働く場における女性の活躍を推進する必要があります。
- 女性の活躍が進むことは、女性だけではなく、男女が共に仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現にもつながることから、男女共同参画社会の実現のためにも、女性が活躍しやすい環境の整備と女性のチャレンジ支援、経営者や女性の意識改革等の取組が必要です。

(3) 男女の人権の尊重と暴力の根絶

- 男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての基本となります。
- 配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）やストーカー行為、セクシュアルハラスメント、性犯罪等の被害者の多くが女性であることから、女性に対する差別や偏見をなくし、暴力を根絶することが男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重大な課題です。
- 単身世帯やひとり親世帯の増加等に伴う家族形態の多様化、非正規労働者の増加など雇用・就業構造の変化などにより、生活上の困難に陥りやすい女性等が増加していることから、貧困等により困難な状況に置かれている女性等に対して、男女共同参画の視点に立った支援が必要です。